

一般には陸軍の従業員は収入の増加を来したるかの如き感を以つてゐるが、年々平均収入は減少の一途を辿つてゐることは統計の示す処である。

臨時工の如きは初任給一円乃至一円式十割にして之を以ては到春一家の生計を保持するとは困難である。而して収入低下を来す廠内作業の市井注文による減少と、筆償の値下げによる歩率の低下に反對し主文の如く十二時間の作業歩率五分以上の保障を要求して協力一致非常時陸軍従業員として國家の爲に尽くさんとするものである。

十、規約改正に關する件

本部 提案 案本

理由

改正案の要点は附則の本組合に特別の功勞ある者の表彰する一項だけであつて、後は多少の字句の修正にすぎないものである。

向上會規約（改正草案）

第一章 總則

- 第一條 本會は向上會と稱し本部が大阪市内に置き支部を各所に置く。
- 第二條 本會は官業労働總同盟に加盟す。
- 第三條 本會は官公業労働者ら以つて組織す。但し官業労働總同盟の綱領並主張を本會の規約に禁ずる者ハ他ノ労働者ト雖モ入会スルニ可ラ得。

第二章 目的及事業

- 第四條 本會は官業労働總同盟の綱領に基き主眼を決議の實現に計ルニ以テ目的トス。
- 第五條 本會は前條の目的を達スル爲に三ノ各部門ヲ置キ必要ナル事業ヲ行フ。一、組織部 二、宣傳部 三、政治部 四、教育部 五、調査部 六、共済部 七、婦人部

第三章 入会及脱会

- 第六條 本會員ヲラントスル者ハ入会申込書ニ所要ノ記入ヲナシ規定ノ入会金ヲ納メテ最寄ノ支部ニ申込ムモノトス。
- 第七條 但し土地又ハ所屬工場ノ都合上支部ニ屬シ得ナル者ハ直接本部ニ申込ム事ヲ得。
- 第八條 本會員ニシテ脱会セントスル者ハ其ノ理由ヲ明記シ金領手帳並金庫印章ヲ添附シ所屬支部又ハ本部ニ届出ソモノトス。